

2023年9月21日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

・望ましい投資単位の水準の見直し等について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2023年9月21日（木）～2023年10月4日（水）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mailの場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

自主規制部

TEL 011-241-1135

望ましい投資単位の水準の見直し等について

2023年9月21日
証券会員制法人札幌証券取引所

I. 趣旨

投資単位が望まし投資単位の水準の下限（5万円以上）を下回っている銘柄の近年の売買状況や、個人投資家が投資しやすい環境を整備する観点から望ましい投資単位の水準を見直すこととするなど「企業行動規範に関する規則」の一部改正を行うこととします。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 望ましい投資単位の水準の見直し	・望ましい投資単位の水準の下限「5万円以上」を撤廃します。	※ 極端に低水準の株価へ移行することを目的とする株式分割など、流通市場に混乱をもたらす又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割等を行わないものとする規定については、現行制度から変更ありません。例えば、1株100円未満となることが見込まれる株式分割については、今後においても、本所からその理由等について慎重に確認させていただきます。
2. その他	その他所要の改正を行います。	

III. 実施時期（予定）

2023年10月を目途に実施します。

以上